

学校の教育目標
すすんでやりぬく上之郷の子

自ら学び考える子（知） 豊かな心の子（徳） たくましい子（体）

<いじめ防止対策推進法>
 ・国の基本方針
 ・いじめ防止対策推進法制定の意義
 ・いじめの防止等の対策に関する基本理念
 ・いじめの防止等に関する基本的考え方

方針
 ○授業や行事、生活で子供同士がかかわり合い、互いのよさを認め合うことを通して、自分や仲間のよさに気づき、豊かな人間性が育つ学校づくりをする。

指導の柱
ほめる・認める・励ます・意味づける
 ～自己肯定感を高め、所属感の実感へ～

いじめ未然防止・対策委員会
 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー

いじめ未然防止の取り組み

<p>ワクワクする楽しい授業づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・驚き・立ち止まり、関わり合う中で学ぶ喜びを実感できる授業 ・得意や良さに気づき、意欲をもてる学びづくり ・情報モラルを学び、自分の考えもつことや正しい判断・行動ができる授業 ・対話を通して行動できるようにする子を育成する授業 ・自分で考えたことを自分の言葉で表現する活動を取り入れた授業 ・読書を通して心をはぐくむ活動をいれた授業 	<p>豊かな人間性を育てる集団づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「命の大切さ」「思いやり」の心を育て、人権感覚を磨く道徳授業と日常生活でのよさの認め ・授業、集会活動、異年齢集団活動などを通して「感謝」「思いやり」への気づきの指導 ・よさを見つけ、認め合える仲間関係づくり（学級活動・委員会活動） ・日常的な学校内・地域の方へのあいさつ指導 ・「ありがとう」「ごめんなさい」の言葉を大切にされた日常指導 ・安心して学べる集団づくり（互いを大切にする視点に立った規範・規律があり、自己肯定感・所属感が実感できる学級づくり） 	<p>地域・保護者・学校の顔の見える関係づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域・家庭・学校が連携した防災教育活動（町防災訓練参加、上小校区防災教育推進委員会） ・地域・家庭への教育活動公開・情報発信・地域の意見反映（授業・アンケート・学校評価公開等） ・地域の方を講師に学ぶ学習（伝承学習・昔の遊び・大豆作り・米作り） ・うぐいす会（地域読み聞かせボランティア）による毎月の読み聞かせ ・青少年育成地域協議会・家庭と連携した挨拶運動 ・学校ホームページでのいじめ基本方針公表
--	--	---

居場所づくり 絆づくり

いじめの早期発見

安心・安全が実感できる取組

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
毎日	休み時間等の校内巡回 登下校時の分団観察 日記や連絡帳 スクールポーターとの連携 PTA 地区委員との連携											
毎週	学年部での生徒指導交流											
毎月	毎月のほほえみアンケート、教育相談の実施											

○職員会議：いじめ対応マニュアルを確認するとともに、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。

○職員研修：いじめ問題への対応や事例を学ぶ。

○保護者向け啓発：学校の指導方針を保護者へ周知する。

○ほほえみアンケート：毎月実施し、保存期間は5年とする。

いじめへの早期対応・措置

<いじめ未然防止・対策委員会召集>
 ・被害者を守る。
 ・見守り体制整備（登下校、休み時間、掃除時間等）

<事実把握>
 ・当事者双方、周囲の児童から聞き取り、記録する。
 ・関係職員間で情報共有する。
 ・いじめの全体像を把握する。

<指導体制、方針決定>
 ・被害者を保護し、心配、不安を取り除く。
 ・加害者に相手の思い・苦しみに気付かせる指導を行う。いじめは許されない行為であるという人権意識を持たせる。

<保護者との連携>
 ・直接会い、具体的な対応を話す。
 ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

<今後の対応>
 ・継続した指導支援を行う。
 ・スクールカウンセラー等の活用も含めて心のケアにあたる。

学校による調査結果・対応

御嵩町教育委員会による調査・指導

関係機関との連携
 可児警察署、中濃子ども相談センターとの相談、報告、通告等

<いじめ解消の定義>
 ・いじめに係る行為が止んで相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。
 ・被害児童生徒がいじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められること。